

## 意見書案第2号

### 300床規模の総合的病院誘致の実現に向けた病床数の確保を求める意見書

横須賀・三浦二次保健医療圏内の逗子市においては、総合的病院がなく、著しい高齢化の進展等に対応するための医療体制の充実及び地域包括ケアシステム構築の推進に必要な在宅療養後方支援病院がないことが課題となっている。

このため、逗子市では長年にわたって総合的病院の誘致を市政の重要課題として位置付けてきており、平成28年度には、横須賀・三浦二次保健医療圏内において175床の病床数が不足となったことから、市有地への公募の実施、医療法人社団 葵会の決定を経て、同法人による病床整備に関する事前協議の申出に対し、一般病床109床が承認されたところである。

一方で、救急医療体制の整備、在宅療養後方支援病院の機能及び大規模災害時医療拠点の確保など、総合的病院の実現により、逗子市における医療体制を飛躍的に充実させるために、誘致する病院は最終的に300床規模を目指しており、その実現には更なる病床数の確保が必須となる。

また、本市の総合的病院誘致が実現し、救急医療体制が確立することは、横須賀・三浦二次保健医療圏全体の病院の負担を軽減するものであり、神奈川県における救急医療をはじめとした地域医療体制の安定にもつながるものである。

よって、逗子市議会は神奈川県に対し、本市の300床規模の総合的病院誘致が実現できるよう、次期神奈川県保健医療計画における基準病床数の見直し等による病床数の確保について、特段の措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年4月21日

逗子市議会